

新規

児童手当認定請求書

受付印

次のとおり児童手当の認定を請求します。なお、この請求書に記載した内容は事実と相違ありません。また、児童手当の認定請求にあたり、支給資格の確認のため、請求者及び配偶者の所得・公的年金の加入状況等に関する公簿・台帳等を、熊谷市が閲覧・利用することに同意します。

令和〇年〇月〇日提出

Main application form with sections for 1. Applicant (熊谷太郎), 2. Spouse (熊谷花子), 3. Children (熊谷一郎, 熊谷二郎), 4. Siblings (熊谷さくら, 熊谷すみれ), and 5. Bank account (見本).

○太線の枠の中は必ず記入してください。○記入要領、添付書類等については裏面もご覧ください。

この請求書は、新規認定に係る請求書です。熊谷市から児童手当を受給していない方が使用します。

※第2子出生などの理由により、すでに熊谷市から児童手当を受給している方が請求する場合は、「児童手当額改定認定請求書」の提出が必要です。

- ①請求者 ... 児童の父母のうち、所得の高い方について記入してください。
②配偶者等 ... 請求者に配偶者がいる場合は記入してください。
③児童 ... 高校生以下の児童全員を、出生日の早い順に記入してください。
④児童の兄弟等 ... 大学生年代の子(※1)全員(※2)を、出生日の早い順に記入してください。
⑤振込希望金融機関 ... 請求者本人名義の普通預金口座を記入してください。

監護有の「③児童」と、監護相当かつ生計費負担有の「④児童の兄弟等」の合計人数が3人以上の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を添付します。(3人未満の場合は添付不要です)

●児童手当は、申請日の翌月から支給します。ただし、支給事由発生日(誕生日、転出予定日等)が月末の場合は、その翌日から起算して15日以内に申請することで、事由発生日の翌月から支給します。
●手続き遅延があった場合、遡っての受給はできません。
●児童の父母のうち、所得の高い方が公務員の場合は、所属庁にて申請してください。
(1)「③児童」の「同居・別居の別」が「別居」となっている場合。
(2)「③児童」の「生計関係」が「維持」となっている場合。
(3)監護有の「③児童」と、監護相当かつ生計費負担有の「④児童の兄弟等」の合計人数が3人以上の場合。
※このほか、状況に応じて、別の添付書類の提出を求める場合があります。

